

外国人留学生の研究生出願手続きについて

大阪市立大学大学院生活科学研究科

研究生を希望する外国人留学生は、研究生出願手続要領に記載されている内容に加えて、次の書類が必要です。

研究生出願手続要領『2 出願書類』に記載の①～⑧に加え、

- ⑨ 保証書（様式4）（日本国内に居住し受入手続等を行える者）
- ⑩ 在留カード（海外からの出願の場合、日本入国後に必ず提示のこと）
- ⑪ 出身大学の指導教員の推薦書（様式自由）

（注）和文、英文以外のものについては、公的機関（出身大学、日本語学校、大使館）の証明のある翻訳文もあわせて提出して下さい。

<海外から出願される方へ>

※出願は、日本在住の代理人を通して行っていただきます。各種書類や検定料等振込用紙の送付は代理人宛になります（海外発送はできません）。

※国際センターでは、新たに来日される外国人留学生（入管法の「留学」の在留資格が必要となる者）を対象に、法務省入国管理局に対し「在留資格認定証明書」の代理申請をおこなっています。代理申請を希望される方は、下記のHPから書類をダウンロードし、詳細をご確認の上、学生サポートセンター生活科学部担当まで申し込んでください。

なお、手続きには研究生受入許可後、入国管理局への申請、審査、在留資格認定証明書の交付まで1ヶ月以上を要します。研究生出願書類は10月受入れの場合は5月末、4月受入れの場合は11月末までに提出してください。（期限を過ぎても申請はできますが、10月もしくは4月の受入れに在留資格認定証明書の交付が間に合わない場合もありますのでご了承ください。）

大学HP »国際交流 »留学生の方へ »在留資格認定証明書の代理申請について

<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/international/student/visa>